



理容・美容業 営業の手引き

- I. 申請・届出の手続き
- II. 各種基準
- III. 理容師・美容師の出張業務について
- IV. 問い合わせ先



八戸市マスコットキャラクター
いかずきんズ

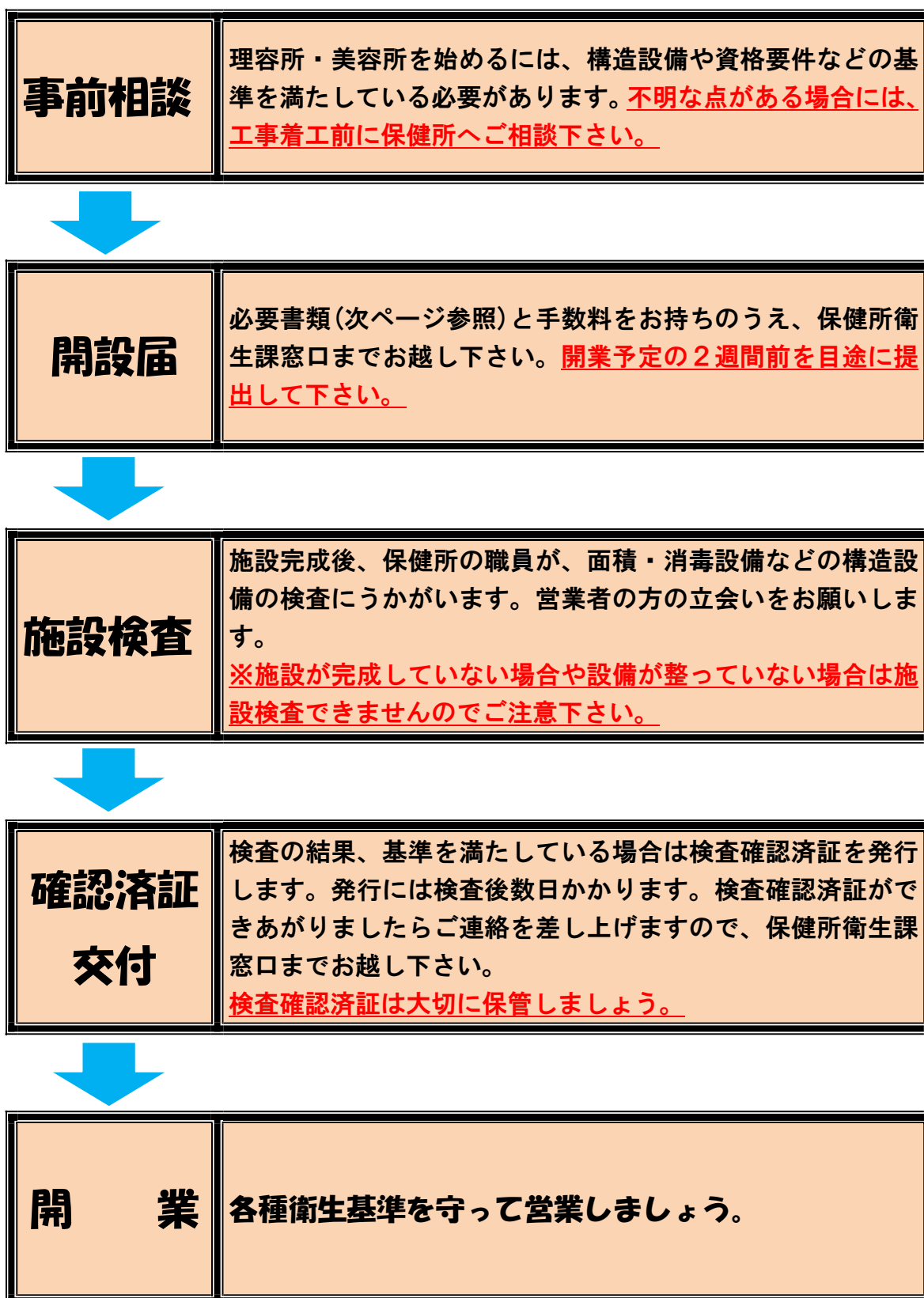


八戸市保健所



I 申請・届出の手続き

I-1・開業までの流れ



※店舗の移転、同一性が認められないような大幅な変更の場合には、新規の届出が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。

I-2・必要な書類

	届出内容	提出物
開設届	新規開設	①「開設届出書・検査申請書」 ②施設の平面図 ③開設者が法人の場合は、登記事項証明書(原本提示※1) ④開設者が外国人の場合は住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る) ⑤理容師・美容師の免許証(本証提示) ⑥管理理容師・管理美容師の氏名・住所及び講習会修了証書(本証提示)※2 ⑦理容師・美容師全員の健康診断書※3 ⑧申請手数料 16,000 円
	営業者の変更(承継を除く)	
	店舗移転	
変更届	従業者の変更	①「変更届出書」 ②理容師・美容師の免許証及び健康診断書※3 ③管理理容師・管理美容師を設置、変更した場合は、その者の氏名・住所及び講習会修了証書(本証提示)※2
	名称変更	①「変更届出書」
	構造設備の変更	①「変更届出書」 ②変更内容の図面
	法人の代表者等の変更	①「変更届出書」 ②登記事項証明書(原本提示※1)
廃止届	完全廃業 名義変更 改造・新規開設	①「廃止届出書」
承継届	事業譲渡、相続、 法人の合併・分割による 営業の承継	①「承継届出書」 理容所・美容所の営業者の地位の承継に関する書類 [事業譲渡の場合] 営業者の譲渡が行われたことを証する書類 [相続の場合] ・戸籍謄本(被相続人と相続人全員の関係がわかるもの)※1 ・相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 [法人の合併又は分割の場合] 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の登記事項証明書又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書※1

※1: 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)、登記事項証明書は6か月以内のものとする。

※2: 理容師・美容師を2人以上置く場合、管理理容師・管理美容師を置くこと。

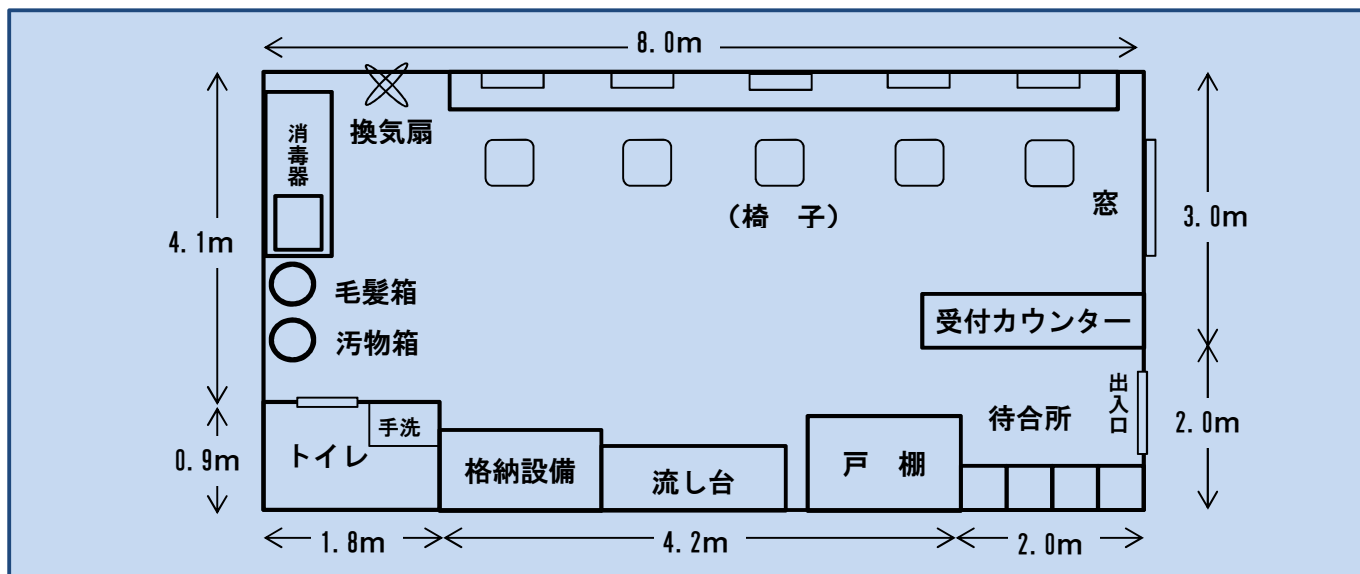
氏名・住所を確認できるもの: 診断書(登録者の住所が記入されている場合)、住民票、運転免許証等

※3: 結核、皮膚疾患の疾病の有無に関する医師の診断書(3か月以内のもの)。

II 各種基準

—2—

II-1・構造設備基準

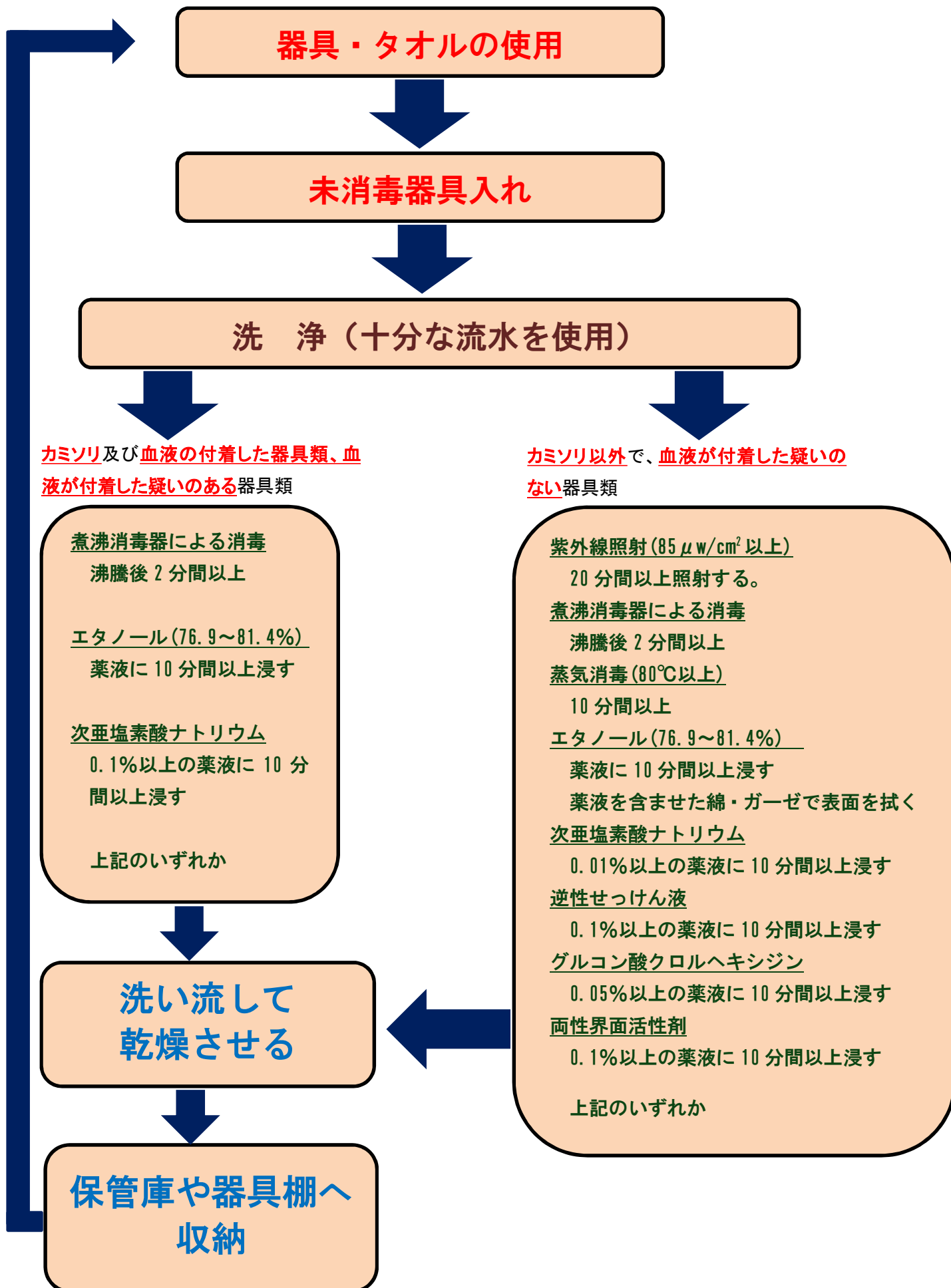


設備名	内容	チェック
作業室	<ul style="list-style-type: none"> 作業室の広さは9.9平方メートル以上であること。 洗髪、手洗い等に必要な専用の流水設備を設け、完全に排水できるようにすること。(家庭用洗面台等との兼用はできない) 居住室・休憩所等作業に直接関係ない箇所と完全に区分すること。 	<input type="checkbox"/>
床・腰板	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用すること。 	<input type="checkbox"/>
格納設備	<ul style="list-style-type: none"> 消毒済みの器具、タオル類の専用の格納設備を設け、汚染を受けないよう扉などがついた場所に保管する。 消毒済みと未消毒を間違えないように、表示や色分けなどで区分すること。 	<input type="checkbox"/>
毛髪箱・汚物箱	<ul style="list-style-type: none"> 各々別途に備え、ふた付きのものであること。 	<input type="checkbox"/>
消毒設備	<ul style="list-style-type: none"> 紫外線消毒、煮沸・蒸気消毒、薬品消毒等を行う設備があること。 未消毒器具容器、消毒済器具容器、器具消毒用容器、器具乾燥棚等を設けること。 	<input type="checkbox"/>
待合所	<ul style="list-style-type: none"> 作業室の広さに応じて、適当な待合所があること。 作業室と明瞭に区分すること。 	<input type="checkbox"/>
採光・照明・換気設備	<ul style="list-style-type: none"> 採光、照明及び換気を十分に確保すること。 作業場は100ルクス以上の照度を保つこと。(300ルクス以上が望ましい) 	<input type="checkbox"/>
便所	<ul style="list-style-type: none"> 便所は、隔壁によって作業場と区分されていること。 便所専用の手洗設備を有すること。 	<input type="checkbox"/>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 外傷に対する応急の薬品・衛生材料を準備すること。 	<input type="checkbox"/>

II-2・日常の衛生管理基準 — 3 —

項目	内容
施設の清潔	<ul style="list-style-type: none"> ・施設は常に整理整頓、掃除をすること。 ・洗髪器は常に清潔に保つこと。 ・床などのくず毛及び汚物は、作業の都度ふたのある毛髪箱又は汚物箱に収集すること。
空気環境の清潔	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素は1000ppm 以下が望ましい。 ・一酸化炭素は10ppm 以下が望ましい。 ・温度は17～28℃、相対湿度は40～70%が望ましい。 ・開放型の燃焼器具を使用する場合は、十分な換気量を確保すること。
作業の清潔	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬部外品、化粧品等については、その安全衛生に十分留意し、適正に管理し、及び使用すること。 ・作業中は、清潔な白色その他汚れが目立ちやすい色の作業衣を着用し、かつ、顔面作業の際は、清潔なマスクを使用すること。 ・手指のつめは、常に短くしておき、客1人ごとに作業を行う前に手指を消毒すること。 ・器具を使用するときは、使用する前に十分検査し、使用中は、衛生上の注意を怠らないこと。 ・皮膚に接する紙片は、清潔なものを使い、客1人ごとに取り替えること。 ・酒気を帯び、又は喫煙しながら作業をしないこと。
器具等の洗淨・消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液は、適正な濃度のものを調製し、十分な消毒ができるよう必要に応じて取り替えること。 ・カミソリ、ハサミ、くし、ヘアーブラシ等は客1人ごとに洗淨し、適正に消毒したものを使用すること。 ・シェービングカップなど直接客の皮膚に接しない器具についても適切に消毒すること。
保管場所の清潔	<ul style="list-style-type: none"> ・器具、布片類の保管場所は週1回以上掃除し、清潔に保つこと。
タオル等の清潔	<ul style="list-style-type: none"> ・タオル、ネックペーパー等は清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。 ・被布は、清潔な(白色その他の目立ちやすい色が望ましい)布片を使用すること。

II-3・器具等の洗浄・消毒の基準



Ⅲ 理容師・美容師の出張業務について

理容師法及び美容師法では、政令で定める「特別な事情」がある場合を除き、理容所・美容所以外の場所で業務を行うことを禁止しています。政令で定める「特別な事情」とは以下のとおりです。

政令で定める「特別な事情」

- 一 疾病その他の理由により、理美容所に来ることができない者に対して理美容を行う場合。
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理美容を行う場合。
- 三 社会福祉施設に入所中の者及び警察署等に拘禁中の者等に対して理美容を行う場合。

注 意

- 一 出張業務を行う際は、「理容・美容の出張業務届出書」を保健所に提出する必要があります。
※添付書類：理容師・美容師の免許証の写し、2人以上の出張の場合は「出張業務従事者一覧表」
- 二 出張業務の届出の有効期間は1年以内とします。期間が切れた際は、再度届出をしてください。

「」書きされた書類は保健所衛生課窓口に置いてあります。





IV 問い合わせ先

八戸市保健所 衛生課 生活衛生グループ

電話番号 0178-38-0719

※来庁の際は、事前にご連絡願います。

F A X 0178-38-0737